

私立小中学生・高校生向け 令和6年度

修学支援を 活用しよう!

授業料・
教育費の
負担軽減

奨学金・
入学資金
貸付制度



授業料の負担軽減

計算式 **市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額**

私立高校生
就学支援金+
授業料軽減
補助金

上記による
算出額が < 15万4,500円の場合 → 支給額(年額) 最大 **42万円**
(15万4,500円以上)
< 30万4,200円の場合 → 支給額(年額) 最大 **11万8,800円**

(月額)	35,000円	年収590万円未満世帯の生徒に対し、「国の就学支援金」と「道の授業料軽減補助金」を組み合わせると最大35,000円(月額)を補助します。 ※保護者の失職等で授業料の納付が困難となった場合を含みます。		国の就学支援金で9,900円(月額)を補助します。
	33,000円	奨学のための給付金(年1回) + 道の授業料軽減 最大2,000円(月額) 国の就学支援金 最大33,000円(月額) 合計最大 35,000円(月額)	道の授業料軽減 最大2,000円(月額) 国の就学支援金 最大33,000円(月額) 合計最大 35,000円(月額)	国の就学支援金 9,900円(月額)
年収・目安 (家計急変後の推計)	0~270万円未満程度	270万円~590万円未満程度	590万円~910万円未満程度	
所得判定基準(算定基準額) (家計急変後の推計)	0円	~154,500円未満	~304,200円未満	

※いずれの制度も、返済が不要な制度です。 ※通信制の私立高校や学校法人立以外の私立高校等は、道の授業料軽減補助の対象外です。(就学支援金及び奨学のための給付金のみ支給)
※就学支援金の対象となるのは、授業料のみで、道の授業料軽減補助金の対象となるのは、授業料及び学則で定めるその他納付金です。

【支援の対象になる世帯の年収目安】

	子の人数	118,800円の支給	420,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・中学生以下) 控除対象者が1人の場合	~910万円	~590万円
	子2人(高校生・高校生) 控除対象者が2人の場合	~950万円	~640万円
	子2人(大学生・高校生) 控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	~960万円	~650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) 控除対象者が1人の場合	~1030万円	~660万円
	子2人(高校生・高校生) 控除対象者が2人の場合	~1070万円	~720万円
	子2人(大学生・高校生) 控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	~1090万円	~740万円

※支給額は、私立高校(全日制)の場合。 ※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16~18歳、大学生は19~22歳の場合。
※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

ご自身の課税標準額は「マイナポータル」で

マイナポータルHPの「あなたの情報」から確認できます。



マイナポータルHP

ご利用にはマイナンバーカードが必要です。

私立
小中学生

私立の小中学校等に入学後、失職等の家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒を支援します。

※収入などの条件があります。

※制度の申し込みは、学校を通じて行います。学校からの案内を必ず確認してください。

※制度の詳細は、北海道総務部行政局学事課のホームページをご覧ください。


















教育費の負担軽減

道は、私立高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等が安心して教育を受けられるよう、**授業料以外の教育費負担を軽減**するため、高校生等がいる道府県民税・市町村民税所得割がともに非課税相当である世帯に対し、**奨学のための給付金**を支給します。

支給要件	次の全てに該当していることが必要です。		
	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護(生業扶助)受給世帯または保護者全員の道府県民税・市町村民税所得割がともに非課税(年収270万円未満程度)の世帯(家計急変による経済的理由から非課税相当である世帯(家計急変世帯)を含む)であること。 ●保護者、親権者等が北海道内に在住していること。 ●国の就学支援金支給対象である学校に平成26年4月1日以降に入学し、在学していること。 		
支給額	支給区分		支給額
	1.生活保護(生業扶助)受給世帯(家計急変世帯を除く)	全日制の高校生	1人当たり年額 52,600円
		通信制の高校生	1人当たり年額 52,600円
	2.道府県民税・市町村民税所得割がともに非課税の世帯(1に該当する世帯を除く)	①全日制の高校生(②に該当する場合を除く)	1人当たり年額 142,600円
②・2人目以降の全日制の高校生 ・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の全日制の高校生等		1人当たり年額 152,000円	
③通信制の高校生及び専攻科に通う生徒		1人当たり年額 52,100円	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・家計急変世帯については、申請月の翌月以降の月数に応じた①～③の額が支給されます。 ・支給要件に該当していれば、学年の進行に合わせて毎年度支給されます。ただし、利用するためには毎年度(7月頃)申し込みが必要です(家計急変世帯については7月以降随時受付)。 ・返済は不要です。 		

※奨学のための給付金は、私立特別支援学校高等部に通う生徒には、支給されません。

【世帯構成別の給付金の内訳(全日制の場合)】

	世帯A	世帯B	世帯C	世帯D	世帯E	世帯F	世帯G	世帯H
23歳以上								
15歳以上 23歳未満の 兄弟姉妹				 第1子 ※扶養されている	 第1子 ※扶養されている	 ※扶養されていない		
高校生	 第1子 142,600円	 第1子 142,600円  第2子 152,000円	 第1子 142,600円  第2子 152,000円  第3子 152,000円	 第2子 152,000円	 第2子 152,000円  第3子 152,000円	 第1子 142,600円	 第1子 142,600円	 第1子 142,600円
中学生以下								



奨学金

(私立・公立高校生)

及び

入学資金貸付制度

(私立高校生)

北海道高等学校奨学会では、高校生に奨学金をお貸ししています。
また、全日制の私立高校生には入学資金をお貸しする制度もあります。

奨学金貸付制度 (私立・公立高校生)

応募資格

- 学習、生活態度が高校生にふさわしい方で、経済的理由により修学が困難であり、次のいずれかに該当すること。
 - ①保護者が北海道内に住所を有すること。
 - ②保護者が北海道内に住所を有していない場合にあつては、生徒本人が北海道に在住して北海道内の高校に在学し、他の都府県の奨学事業の貸し付けを受けていないこと。
- 【経済的理由とは】
- 給料収入4人世帯の場合、収入が768万円以下であること。
 - 自営業等の4人世帯の場合、所得が314万円以下であること。
 - 上記は標準的な例であり、それ以上に収入等があつても該当する場合があります。

貸付月額

- 次の月額の中から希望額を選択すること。(公立高校生は原則①～④から選択)
 - ①10,000円 ②15,000円 ③20,000円 ④25,000円 ⑤30,000円 ⑥35,000円
- 貸付利率は無利子です。

返済条件

- 高校卒業後1年据置き、12年以内に均等分割返済。
- 大学等へ進学した場合には、在学期間中返済を猶予できます。

申込

- 中学3年生の募集時期(9月頃)に中学校に予約申請するか、入学後の5月頃に高校で定期募集します。

入学資金貸付制度 (私立高校生)

応募資格

- 北海道内の私立高校(全日制)入学者で、生活保護世帯または市町村民税が非課税の世帯であること。

貸付額

- 200,000円以内(入学校の入学一時金が上限となります。)
- 貸付利率は無利子です。

返済条件

- 貸付を受けた年の翌年から、12年以内に半年賦(6月と12月の年2回)の分割返済。

申込

- 中学3年生の募集時期(9月頃)に中学校に予約申請するか、入学後の4月に高校で定期募集します。

※詳しくは、北海道高等学校奨学会のホームページをご覧ください。

北海道高等学校奨学会HP
<http://www.do-shougaku.or.jp>

